



平成18年5月12日

各 位

広島県福山市曙町一丁目12番15号
株式会社 エフピコ
代表取締役社長 小松 安弘
(コード番号7947 東証・大証第一部)
問合せ先：
取締役総務人事本部長 金子 誠
T E L (0 8 4) 9 5 3 - 1 1 4 5

定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年5月12日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成18年6月29日開催予定の第44回定時株主総会において、下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 企業価値の維持・向上を目的とする、安定的かつ機動的な資本政策の遂行を可能とするために、現行定款第5条に定める授権株式数を29,700,600株から60,000,000株に拡大するものであります。(変更案第6条)
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。
 - ② 会社法第939条第1項第3号の規定に従い、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、現行定款第4条(公告の方法)に定める公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
 - ③ 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ④ 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株式の権利を単元株式と比して相当の範囲に制限するよう、第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ⑤ 会社法施行規則第94条、同第133条第3項及び会社計算規則第161条第4項、同第162条第4項の規定に従い、事業報告における記載事項の一部、株主総会参考書類における記載事項の一部、個別注記表及び連結計算書類の全部につき、インターネットで開示することにより、株主総会運営の合理化等を目的として、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

- ⑥ 会社法第 310 条および会社法施行規則第 63 条第 5 項の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするため、現行定款第 15 条（議決権の代理行使）を変更するものであります。
- ⑦ 会社法第 341 条の規定により、取締役の解任決議要件を加重することが認められたことに伴い、第 21 条（解任方法）を新設するものであります。
- ⑧ 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応することを目的として、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。（変更案第 22 条）あわせて変更案第 22 条の変更にかかわらず、平成 17 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を新設することとし、本附則は、期日経過後これを削除いたしたいと存じます。（該当変更案第 22 条・附則）
また、取締役の任期変更により、剰余金の処分、配当の決定を取締役会の権限とすることが可能となることに伴い、財務戦略の機動性や経営基盤の安定性を確保するため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨の規定を新設するものであります。（変更案第 37 条）
- ⑨ 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的記録により、取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 26 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- ⑩ その他、会社法に基づく必要な規定の新設、不要となる規定の削除を行うとともに、会社法の規定の文言に合わせ、必要な文言の変更を行うものであります。

(3) 上記の条文の新設および削除に伴い一部条数の変更を行うとともに、一部字句の整備など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)
(新 設)	(機関)
	<u>第 4 条</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
<u>第 4 条</u> 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	<u>第 5 条</u> 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第 2 章 株 式 (発行する株式の総数)	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)
<u>第 5 条</u> 当社の発行する株式の総数は、 <u>29,700,600 株とする。ただし、株式の消去が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。</u>	<u>第 6 条</u> 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,000,000 株とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p><u>第 6 条</u> 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 7 条</u> 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>2. <u>当社は1単元未満の株式について株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 8 条</u> 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当社に請求することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第 9 条</u> <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>第10条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u></p> <p>2. <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付および単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則) 第 10 条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付および単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する請求の手續きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則) 第 12 条 当社の株式に関する手續きおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日) 第 11 条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 3 章 株主総会 (招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は<u>毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</u></p>	<p>第 3 章 株主総会 (招集) 第 13 条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(招集者および議長) 第 13 条 株主総会は<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p>	<p>(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法其他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 (条文省略)</p>	<p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. <u>当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員として就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を定め、必要に応じ会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>3. <u>取締役会の招集は、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(解任方法)</p> <p>第 21 条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(第 25 条第 1 項へ移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(第21条第3項より移設)	<u>(取締役会の招集通知)</u>
	<u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2. <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>
	<u>(取締役会の決議の省略)</u>
(新設)	<u>第26条</u> 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
<u>(取締役会の議事録)</u>	
<u>第22条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削除)
(新設)	<u>(取締役会規程)</u>
	<u>第27条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(新設)	<u>(報酬等)</u>
	<u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
<u>(監査役の員数)</u>	<u>(員数)</u>
<u>第23条</u> (条文省略)	<u>第29条</u> (現行どおり)
<u>(監査役の選任)</u>	<u>(選任方法)</u>
<u>第24条</u> (条文省略)	<u>第30条</u> (現行どおり)
2. 監査役の選任決議は、 <u>総株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって <u>これ</u> を行う。	2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる <u>株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
<u>(監査役の任期)</u>	<u>(任期)</u>
<u>第25条</u> 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。	<u>第31条</u> 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 補欠として就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第 26 条 <u>監査役は互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第 27 条 <u>監査役会の招集は、会日の3日前までにその通知を發する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> (新設)</p> <p>(監査役会の議事録) 第 28 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第 29 条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u> (新設)</p> <p>(利益配当金) 第 30 条 <u>当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</u></p>	<p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 32 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (削除)</p> <p>(監査役会規程) 第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 36 条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 37 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 38 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 31 条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配 (以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p><u>(配当金等の除斥期間)</u></p> <p><u>第 32 条</u> <u>利益配当金および中間配当金については、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p>2. 未払いの利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第 39 条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>(取締役の任期に関する経過措置)</u></p> <p><u>第22条の定めにかかわらず、平成17年6月29日開催の第43回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成19年6月開催予定の第45回定時株主総会の終結の時までとする。この附則は、期間経過後定款から削除する。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日 (木曜日)

以 上